

杉並区告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項及び第4項の規定に基づき、住所及び居所不明である下記の納付義務者に対する生活保護費返還金（地方自治法施行令第159条）の督促状について、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の定めにより、公示送達します。

杉並区会計事務規則（昭和39年規則第5号）第26条の規定に基づき、この告示を行った日から20日が経過した日を生活保護費返還金の納付期限とします。

なお、督促状は、下記納付義務者から請求があれば、いつでも交付します。

令和8年7月6日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 送達対象者

一枚田 星菜

山田 均